

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-03

機密送第三号

(発行年 / Year)

1910

機密送第三號

明治二十年法律第八十九號民法第一編第一編
及第二編ノ施行ニ際シ從來ノ法律及憲法第七
十二條ノ規定ニ依リ遵由ノ效力ヲ有スル法令
中變更ヲ要スル條項心付多ハハ普通報可致告
市照會ノ趣領承差者心付至事項別紙ニ記載
致置至為此他ニ心付要痛者之至ハ、更ニ所
通報可致多也

明治三十年五月十四日

外務大臣伯爵大隈重信

法典調査會副總裁清浦奎吾殿

民法之條に依しハ外國人の條約又ハ法令に
禁止アル場合ノ外私権ヲ享有スルカ故ニ民法
ヲ實施スルト同時ニ外國人の禁止スベキ私権
ハ條約又ハ法人之ヲ以テ一之ニテ規定セザル
ハカラズ然レニ從來ノ法令ハ外國人の禁止ス
ベキ私権ヲ必ズシキ明言セズ且ニ從來條約締
結ノ精神ニ依シハ外國人の享有スルコトヲ得
ニ認許セザル私権ハ即チ外國人の享有スルコ
トヲ得ザルモノトセリ現今外國人の帝國臣民
ト同じク商事會社ヲ設立シ居ルハ各種ノ
製造業ニ従事スルコトヲ禁止スルノ法令

法典調査會

無ク且ツ條約上特ニ之ヲ禁止スルノ明文無
キニモ拘ラス外國人カ此等ノ私権ヲ享有スル
コトヲ得ザル所以ハ唯條約上之ヲ認許スルノ
明文無キカ爲メノミ而シテ現行條約ニ於テ外
國人ニ認許セル私権ノ範圍ハ頗ル狭少ニシテ
或ハ敵ラ之ヲ禁止スルノ必要無キ私権ヲモ尚
ホ認許セザルモノモ無キニモ非スト蓋シ苟モ
領事裁判權ノ利益ヲ享有スル限ハ現行條約
ノ私権享有ノ制限ヲ繼續スルヲ要ス故ニ改正
條約ヲ實施シテ法權ヲ回復シタル限ニ於テハ民
法ニ條約ノ精神ニ從ヒ外國人の條約ニ認許
セザル私権ニテモ苟モ法令ニ禁止セザル限ハ
帝國臣民ト均シク之ヲ享有スルコトヲ得ベシ

ト解經スルヲ以テ止テトモトモ臣法實施ノ
期日ヨリ新條約實施ノ期日ニ至ルコト一ヶ年
内外ノ期間ハ依然現行條約ノ制限ヲ維持スル
ニ非ズニハ一方ニ於テ領事裁判權ノ利益ヲ有
スルニモ拘ハラス他方ニ於テ現行條約ノ認許
セザル私權ヲ享有スルニ至ルノ虞無シトセザ
ルナリ軍ニテ然ラハ民法ノ施行法ヲ制定スル
ニ當リ新旧條約ト民法ヲ二條トシテ調和スベキ
經過的規定ヲ設ケザルベカラズ而シテ之ヲ調
和スルノ方法ハ一ニシテ足ラザルベシトモ
改正條約ノ實施期日ニ至ルニテ民法亦ニ條ヲ
實施セザルコトヲ規定シ若クハ條約ニ規定セ
ザル私權ハ即チ民法ヲ二條ニ所謂條約ニ禁止
セシム私權ニハコトヲ規定スルヲ以テ妥當ナリ
ト思考ス